

消火活動上必要な施設・消防用水設置基準

消防用設備等の種類		令第28条の2	令第29条	令第29条の2	令第27条
防火対象物の別(令別表第一)		連結散水設備	連結送水管	非常コンセント設備	消防用水
1	イ 劇場等 ロ 公会堂等	地階の床面積の合計(地下街にあっては延べ面積)が700平方メートル以上のもの	1.地階を除く階数が7以上のもの 2.地階を除く階数が5以上で、延べ面積が6000平方メートル以上のもの	地階を除く階数が11以上のも	1.敷地面積が20,000平方メートル以上の建築物で、床面積が イ.耐火建築物15,000平方メートル以上 ロ.簡易耐火建築物10,000平方メートル以上 ハ.その他の建築物5,000平方メートル以上 2.高さ31メートルをこえ、かつ、地階を除く延べ面積が25,000平方メートル以上のもの
2	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等 ロ 遊技場、ダンスホール ハ 性風俗営業店舗等 ニ カラオケボックス等				
3	イ 料理店等 ロ 飲食店等				
4	百貨店、マーケット、店舗等				
5	イ ホテル等 ロ 共同住宅等				
6	イ 病院、診療所、助産所 ロ 自力避難困難者入所福祉施設等 ハ 老人福祉施設、児童養護施設等 ニ 幼稚園、特別支援学校				
7	学 校 等				
8	図 書 館 等				
9	イ 蒸気浴場等 ロ 公衆浴場等				
10	停 車 場 等				
11	神 社 等				
12	イ 工 場 等 ロ 映画スタジオ等				
13	イ 駐 車 場 等 ロ 格 納 庫 等				
14	倉 庫 等				
15	事 業 所 等				
16	イ 特定複合建物 ロ その他の複合建物				
16の2	地 下 街	(1)項から(15)項までに同じ	1000㎡以上	1000㎡以上	
16の3	※ 準地下街				
17	文 化 財 等	(1)項から(15)項までに同じ	(1)項から(15)項までに同じ	(1)項から(15)項までに同じ	(1)項から(15)項までに同じ
18	延長50m以上のアーケード		全 部		(1)項から(15)項までに同じ
備 考	※建築物の地階(16の2)項に掲げるものの各階を除く。)連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項~(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)	①散水ヘッドは地階部分のうち自治省令で定める部分の天井又は天井裏に設ける。 ②送水口を設ける。 ③送水口付きのスプリンクラー、水噴霧、泡、二酸化炭素、ハロゲン化物、粉末を設置したときは、設置免除	①放水口建築物の3階以上又は地階に設けること。 ②その階の各部分から1の放水口までの水平距離が50m(アーケードにあっては25m)以下となるように、かつ、階段室又はその附近で消防隊が有効に消火活動を行なうことができる位置に設けること。 ③主管の内径100mm以上 ④送水口は双口形 ⑤11階以上の部分に設ける放水口は双口形とし、放水用器具を格納した箱を附置。 ⑥11階以上(70m以上)の建築物に設ける連結送水管には、加圧送水装置を設けること。 ⑦非常電源附置	①11階以上の階又は地階に、その階の各部分から1の非常コンセントまでの水平距離が50m以下となるように設けること。 ②階段室又はその附近で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。 ③単相交流100V15A以上の電気を供給 ④非常電源附置	①上記2の建築物以外の建築物が同一敷地内に2以上ある場合において、相互の外壁面の中心線からの距離が1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するときは、それらは1の建築物とみなして上記一を適用 ②有効水量は地盤面下4.5m以内の水量 ③流水の場合は0.8m ³ 毎分を20m ³ に換算 ④1個の有効水量は20m ³ 以上 ⑤ポンプ自動車は2m以内に接近できること。

特定防火対象物